

1世帯あたり

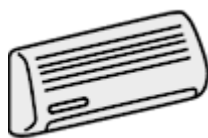
最大 **5** 万円

省エネ家電への

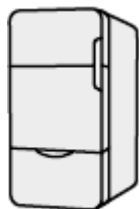
買換えを支援します！

地球温暖化対策を推進するとともに、エネルギー価格高騰の影響を受ける町民の皆さまの暮らしを支援するため、自ら居住する町内の住宅において使用する家電製品を、省エネ性能の高い家電に買換える町民の方に対し、購入費用の一部を補助します。

対象家電（**町内の販売店**で買換えた以下の4品目に限ります）



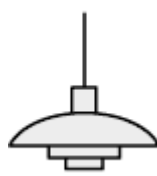
エアコン



冷蔵庫



テレビ



LED照明器具
（蛍光灯からLED器具に交換したもの）

省エネ性能が
3つ星以上の製品！

省エネ性能		
★★★★☆ 3.0		
省エネ基準達成率	100%	APE 6.6
目標年度2017年度		
メーカー名	機種名	
この製品を1年間使用した場合の目安電気料金		
○○○ 円		
<small>目安電気料金は、東京の外気温を前提に算出していますが、使用する地域により異なります。外気温の他にも使用条件（設定温度、使用時間、住宅性能等）や電力会社等により異なります。使用期間中の機種換用に配慮し、省エネ性能の高い製品を選びましょう。</small>		

※買換え（同種の家電）に係る費用の合計が**1万円以上（税抜き）**のものが対象です。
（ポイントや松前生活応援商品券を利用し購入したものは補助対象金額から差し引きます）
※複数品目の家電を買換えた場合も合算して申請することができます。

補助金額

対象家電の買換え
費用（税抜き）の

1 / 2
（上限5万円）

※本体購入費用のみ
（取付工事、配送、既設家電の処分等に係る経費は除く）

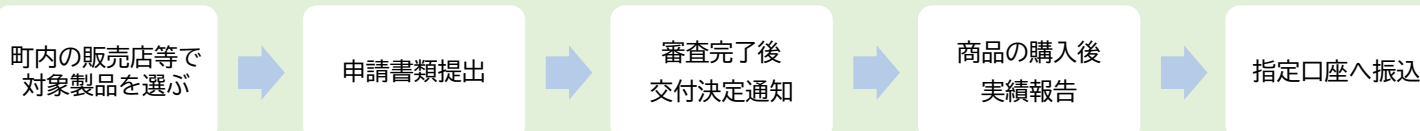
申請期間

令和8年 **7月15日**（水）～令和9年 **2月15日**（月）

※先着順のため申請額が予算額に到達した場合、その時点で終了します。

※申請は1世帯1回限りです。

申請から補助金交付までの流れ



※対象家電の**購入前**に役場への申請が必要です。

詳しくは裏面へ▶▶

補助金交付の対象となる要件

※すべてに該当すること

- 松前町内に居住し、住民基本台帳に登録がある
- 世帯全員が町税等を滞納していない
- 同一世帯の方が、この補助金の交付を受けていない
- 補助対象家電の購入費について、国、県、町、その他の団体から他の補助金の交付を受けていない
- 暴力団員等でない
- 生活保護法による被保護世帯である場合は、生活保護法による保護の実施要領について(昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局通知)第7の2(6)ウに基づく冷房器具及びその設置費用の支給を受けることができない世帯であること

補助の対象となる家電の要件

※すべてに該当すること

- 統一省エネラベルの多段階評価が3つ星以上で新品の対象家電である
- 令和8年7月15日以降に、松前町の補助金交付決定を受けた後、松前町内の家電販売店で買換え、令和9年3月15日までに松前町内の自宅内に設置が完了するもの(インターネットでの購入は不可)
- 対象家電購入費用の合計が1万円以上(税抜き)である
- 既存の家電製品からの買換えで、新品のもの(リース、レンタルは対象外)
なお、既存の家電製品は令和9年3月15日までに適正に処分する
- 自らが居住する住宅で使用する(事業目的ではない)
- LED照明器具については、『電球』の買換えは補助対象外



省エネ型製品
情報サイト→



申請に必要な書類

- 松前町省エネ家電買換え促進事業補助金交付申請書(様式第1号)
- 購入予定の補助対象家電の本体価格が確認できる書類(見積書や金額が確認できるもの)
- 購入予定の補助対象家電のメーカー、型番、省エネ性能基準が確認できる書類(カタログ等)
- 買換え前の家電製品の現在の設置状況がわかる写真

【問合せ・申請書類提出先】

〒791-3192 伊予郡松前町大字筒井631番地
松前町総務部町民課生活環境係
TEL 089-985-4117
FAX 089-985-4148



※郵送又は持参により提出してください。

詳しくはこちら↑
松前町HP